歴史と経済のはざまにある対中 ODA 一戦後処理外交との関連性について一

梅竹

目次

はじめに

- 1 日中関係における経済問題
 - (1) 対中 ODA の最初の性格
 - (2) 反日デモと鄧小平の対日批判
- 2 日本の戦後処理外交
 - (1) 日本の対アジア戦後処理
 - (2) 日本の対中戦後処理
- 3 対中 ODA と戦後処理外交
 - (1) 対中 ODA に対する日本の認識
 - (2) 対中 ODA に対する中国の認識

おわりに

はじめに

1980年代において、日中関係の全般的傾向は総じて良好だったものの、歴史問題に由来したトラブルもいくつか見られた。1982年と86年に二度と勃発した歴史教科書問題、また1985年の中曽根総理靖国神社公式参拝は、中国の批判を招致し、両国関係に深刻な影響をもたらした。後に、中国最高指導者であった鄧小平は、日本側要員との会見にあたって、かつてない厳しい姿勢で対日批判に臨んだ。

一方、鄧小平は、靖国神社公式参拝、歴史教科書問題など、ここ数年の一連の日本側の対中姿勢に対する中国側の強い不快感を示したものの、より多くの時間を割いて日本の対中経済協力が欧米より消極的と指摘し、「日本はどこの国よりも中国への借りが多い」と述べ、初めて戦争賠償の放棄を経済協力と関連させて、中国の経済成長に日本がより多くの貢献をすべき考えを強

調した(1)。

中国の最高指導者が、歴史問題に関する対日批判を述べる際、日本の経済協力についてこれほど多くの不満を示したことについて、先行研究では、中国は、「スローガンとしての『友好』という言葉に円借款という『実』の意味が込められていた」、対中 ODA の実施にともなって生じた「中国側首脳部の日本へのいら立ちが教科書問題に仮託して表れた」⁽²⁾、また「このような官製キャンペーン(1982年の第一次歴史教科書事件)の実施はのちに中国国内の対日経済不満が歴史問題に形を変えて噴出する背景になった」⁽³⁾と、教科書問題や総理の靖国神社公式参拝など歴史問題をめぐる中国側の対日批判があくまでも日本の経済協力を催促する手段に過ぎないという認識を示されている。

さらに、「中国側の日本への不満は、経済という実質的な問題ではなく、中国が日本より精神的に上位に立てる歴史問題において、集約的に表出」した。「鄧小平は経済的な不満を日本に直接ぶつけるのではなく、歴史問題と絡めて屈折した形で表明」した。「中国側は経済分野というよりも、しばしば歴史的で象徴的なイシューに関して日本側に不満をぶつける」(4)ようになったと論じられているように、対中ODAを歴史問題と関連させようとした中国側の動きに、批判的な議論も見られた。

80年代の両国関係において、歴史問題と経済問題との関連性をいったい、いかに認識すればいいのか。先行研究のように、歴史問題を中国側が日本の積極的ではない経済協力に不満を示す時に、よく利用されるカードに過ぎな

^{(1) 「}鄧小平氏 日本の対中政策を批判 経済発展に貢献を」、『毎日新聞』、1987年6月 5日。

⁽²⁾ 川島真、「進出か、侵略か―日中歴史認識問題の変遷と課題」、園田茂人編、『日中関係史 1972-2012 Ⅲ社会・文化』、東京大学出版会、2012年9月、94頁。

⁽³⁾ 益尾知佐子、「中国の近代化と日本モデル-鄧小平時代の日中関係」、『中国外交の世界戦略―日・米・アジアとの攻防30年』、明石書店、2011年3月、43頁。

⁽⁴⁾ 同上、42-45頁。

い存在と見なしてよいのか。

それとも、鄧小平が主張したように、中国が戦争賠償を放棄したことと日本が対中ODAをスタートしたこととの関連性を認めながら、後に日本で歴史教科書問題と総理の靖国神社公式参拝が相次いで発生し、また対中経済協力の歩みも保守的で、結果として、歴史問題と経済問題のいずれに対しても、中国側は深刻な対日不満を持つようになり、最終に鄧小平の猛烈な対日批判に至ったと認識すればどうだろう。すなわち、鄧小平の対日批判は戦争賠償の放棄に基づいた対中ODAという中国側の認識によったものだったと言えるだろうか。

鄧小平の対日批判に注目しながら、1980年代にわたる日中両国の経済関係、とりわけ日本の対中 ODA について、その確立の経緯、特徴、実施運営中における問題点、及び戦争賠償との関連性について日中両国の必ずしも一致しない認識を明らかにすることは、このような疑問に対し、一定の答えになるだろう。のみならず、歴史と経済の流れを把握しようとする試みは、80年代の日中関係の全体像を描くことにとっても、必要不可欠な作業と言えよう。

1 日中関係における経済問題

(1) 対中 ODA の最初の性格

1979年12月、大平総理は6年ぶりに再度訪中した。このたびの訪中は、中国が同9月に谷牧副総理を日本に派遣し、政府の経済協力を正式に求めたことを受け、あえて中国に赴いて日本側の検討結果を中国に伝える意図があったとみられる。

当初、中国は日本政府の借款を要請することに多少の躊躇があったものの、新日鉄会長でありながら、日中経済協会代表団長でもあった稲山嘉寛をはじめとした財界のリーダーたちが何度もアドバイスした結果、ようやく政府借款に興味を示すようになり始めた⁽⁵⁾。

谷牧は訪日中、政府に8つのプロジェクトで総額1兆円を超える膨大な資

金協力を要請し、さらに「われわれは当初日本の友人からの協力だけを考えていたので日本・米国・欧州からの共同援助は考えていなかった」(6)と率直に述べて、中国の近代化における日本の経済協力に極めて大きな期待感を示した。

一方、中国側の大きな期待感とは対照的に、政府は最初から中国に借款を供与することに、さほど積極的とはいえない。当時、中ソ等距離外交を打ち出した日本にとって、援助の色合いが極めて強い対中借款を、日中平和友好条約が締結された直後に中国に供与すれば、日中結託の可能性を深刻に懸念するソ連の反発が必至と考えられるので、ソ連の不安を和らげることも必要であった⁽⁷⁾。このようにして、園田外相は「全方位外交の下で、国によって濃淡はあるが、中国とソ連については濃淡があってはならない」、「中国との交流は経済重点ではなく、文化交流が大事」⁽⁸⁾と衆議院外務委員会において、中国に借款を供与することに、消極な姿勢を示した。このような姿勢は、園田が谷牧と会見した際においても、「率直に申し上げて、貴方よりの要請はきわめて膨大であり、1国だけではできない」⁽⁹⁾と変わらなかった。

このような消極姿勢の結果、大平総理は訪中において、もともと中国側が持ち出した8プロジェクトのうち、1979年度分の6プロジェクトに500億円の資金を供与するしかできない、また今後、各プロジェクトの進捗状況によって毎年の協力金額を個別に決める旨を中国側に伝えた。

政府のこのような冷静かつ慎重な対中協力の姿勢は、日本の資金供与に大きな期待感を抱いていた中国側にとって、必ずしも満足できるものではない

^{(5) 「}海外協力基金に中国が興味」、『朝日新聞』、1978年9月30日。

^{(6) 「}谷牧副総理訪日 - 政府首脳との会談録(1979年9月)」、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号:01-1921-1。

^{(7) 「}対中円借款を検討」、『朝日新聞』、1978年10月12日。

^{(8) 「『}日中』審議入り 衆院外務委」、『朝日新聞』(夕刊)、1978年10月13日。

⁽⁹⁾ 前掲、「谷牧副総理訪日 - 政府首脳との会談録(1979年9月)」、日本外務省外交史料館。

のは言うまでもない。だが、79年度分の500億円が日本対中経済協力の第一歩となる認識に基づいて、華国鋒と鄧小平はいずれも日本政府の決定を尊重すべき考えを述べた⁽¹⁰⁾。

すなわち、1979年大平訪中の時点において、中国側は日本の対中経済協力をもっぱら自国の国づくりと両国経済関係の発展に寄与する立場で考えており、歴史問題と関連づけて考える傾向がなお見られなかった。首脳会談において園田は、谷牧の要請した膨大な資金協力に対し「日中間の特別な関係に鑑み、特別の研究をしなければならない」と述べ、日中両国の「特別な関係」に言及した。この発言を受けて谷牧も「両国間の関係はこれまで経済、貿易関係をみればほかの国との関係とは比べものにならないほどの有利な条件がそろっていると思う。我々は『一衣帯水』の間柄である」(11) と即時に同調した。ここで言われた「特別な関係」とは、日中両国がアジアにおける隣国同士の意味であり、別に日中戦争の歴史に由来した「特別」を示唆していたわけではなかろう。

園田はまた、「(中国)の近代化に対しては米国・ECとも相談して協力していきたい。どの国がどのくらいの借款を供与するか考えて協力すべきである」(12)とはっきり述べて、中国を支援することは日本一国だけの責任ではなく、米国と EC の先進国同士とも相談していく主張であった。

70年代末の日本はすでに二度のオイル・ショックを経験しており、エネルギーの輸入先を多様化することが、政府政策の重点であった。中国側が提示した8プロジェクトのほとんどが、石炭開発及びそれにともなう鉄道や港湾など運輸のインフラ整備を内容としたものであり、中国から石炭を輸入して

^{(10) 「}大平総理訪中 - 第2回首のう会談(1979年12月)」、資料番号:01-1378-2、「大平総理訪中 - 大平 - トウ会談」、資料番号:01-1378-3、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』。

⁽¹¹⁾ 前掲、「谷牧副総理訪日 - 政府首脳との会談録(1979年9月)」、日本外務省外交史料館。

⁽¹²⁾ 同上。

エネルギー輸入先の多様化を推進したい日本にとって、かなり魅力度の高い プロジェクトと言えよう。

最終に、日本は大平総理が中国側に伝えたように、8プロジェクトのうち、日本への資源輸出と関係が薄く、かつ建設の費用と期間が膨大である二つの水力発電所建設計画(龍灘水力発電所、水口水力発電所)を資金供与の対象から外した⁽¹³⁾。政府は完全に経済の立場から考えて、中国からの石炭輸入と運輸インフラに直接関連する6プロジェクトに限り500億円の資金を供与することにした。このような自らの都合によって中国の要請を一部断ったこともあるので、日本はかなり実務的な姿勢で対中経済協力に臨んでいたとみられる。

したがって、対中 ODA が初めて開始された時、日中両国はいずれも経済 分野それ自体における日中協力を考えていた。かつての戦争と関連し、中国 の近代化における日本の道徳上の責任という立場から対中 ODA を考える動 きは、どちらにも見られなかった。対中 ODA は最初から、ごく単純な経済 プロジェクトだったと言えよう。

(2) 反日デモと鄧小平の対日批判

1985年8月、中曽根総理は中国の猛反対を顧みずに靖国神社に公式参拝した。一か月たった9月18日から、北京の大学生をはじめ、中国全土の各都市において、大規模な反日デモが相次いで勃発した。

反日デモの直後、鄧小平は訪中した稲山嘉寛と会見し、中国の深刻な対日 貿易赤字に基づいて、「わが国の輸出を増やさないと、輸入も増やせない。石 油や石炭の引き取りが少なくならないよう日本側の努力を希望する」⁽¹⁴⁾ と述 べ、エネルギー貿易の更なる増額を日本に求めた。

⁽¹³⁾ 関山健、『日中の経済関係はこう変わった―対中国円借款30年の軌跡』、高文研、2008年2月、56頁。

^{(14) 「}鄧主任 石油輸入努力 日本側に要望」、『朝日新聞』、1985年9月22日。

鄧小平が日本に求めた裏には、かつて両国の二度にわたった「プラント事件」の際、中国は日本の ODA 資金を利用して事態を一時収拾したものの、対中 ODA があくまで政府間の借款であり、返済する必要があるため、深刻な対日貿易赤字を改善しないまま日本の ODA に依頼し続ければ、プラント事件の再発は必至のみならず、ODA の返済も滞る可能性が高いからだったろう。このようなリスクを根本に和らげるため、中国はエネルギー輸出を増やして、対日貿易赤字を改善することによって自国の外貨準備高を確実に充実することから着手しなければならない。したがって、鄧小平は稲山との会談において、あえて両国間の貿易不均衡問題に言及し、改善するようと求めて重大な関心を示した。

単に85年上半期(1-6月)において、中国の対日貿易赤字が22億ドル以上にのぼり、中国貿易赤字全体の約8割を占めて、深刻な外貨不足に悩む中国政府に莫大な圧力をもたらした。このようにして日中貿易不均衡の問題は、日米繊維交渉のように、最初は経済問題として表れたが、後に両国間の政治問題へとエスカレートする危険性も見られるようになった⁽¹⁵⁾。

読売新聞は1985年9月26日付の記事でこの危険性を伝えている。同記事は、1985年初めから中国の各新聞社が日本製の自動車や電気製品の品質問題に関する読者投書を相次いで掲載したことに触れ、中国市民が日本大使館に届けた手紙の半数以上が日本製品の故障を訴えるものであった状況を踏まえ、今後の入念な点検や回収補償を呼びかけた。だが、記事は「輸入が急増し、対日貿易赤字が拡大する中、中国は一部不良品問題を大きく取り上げることで、市民の日本製品への過熱な憧れに水をかけたのでは」(16)と、ある日本側貿易関係者の発言も文末に載せ、1985年の反日デモが貿易不均衡問題に由来し、中国社会に潜んでいる深刻な対日不満の爆発だった可能性を指摘した。

^{(15) 「}外務省 中国の反日行動注視」、『朝日新聞』、1985年9月22日。

^{(16) 「}相次ぐ不良品騒ぎ」、『読売新聞』、1985年9月26日。

1970年代から80年代は、まさに「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と謳われた時期であり、日本の製品が世界中に流れて、世界主要国の市場を独占する勢いを見せた。日本からの輸入が急増し、対日貿易赤字が日々拡大する状況に直面して、主要国はほとんど日本に一定の対応措置を講じるようになった。特にアメリカは、日米繊維交渉の中、沖縄返還という重大な政治課題と結び付けて日本政府に対米繊維輸出の自主規制を求めたほか、日米カラーテレビ協定、日米自動車輸出規制交渉、日米半導体協定、日米牛肉・オレンジ交渉、日米構造協議など一連の対日交渉を展開することによって、対日貿易赤字の是正に努めた。アメリカ民間においても、業者は日本製品の輸入が自国の関連産業が苦境に陥った原因と見なし、各地で日本製品を破壊するパフォーマンスが相次いだ。

アメリカの反日ムードに引き続き、中国においても反日デモが勃発した。 中曽根総理の靖国神社公式参拝に対する反発と見られるが、世界主要国の反 日ムードのなか、日本は、中国の反日デモを同じように貿易不均衡の視点か ら見ても不思議ではなかろう。

それでは、1985年の反日デモには、果たして深刻な貿易赤字をもたらした 日本の経済進出に対する中国の不満があったのか。「日本の経済侵略を許す な」など、デモに挙げられたスローガンを見れば、日本の経済進出を批判す る内容が目立っているため、その可能性を完全に否定できないだろう。

日中貿易の関連統計によると、反日デモが勃発した 1985 年は、中国の対日貿易赤字が最も高かった年である。この年度、中国側は 59.94 億ドルという史上最高の対日赤字を作り出した。中国の一般市民に、特にかつての戦争を実際に経験した年配者たちは、車やテレビなどの日本製品が日増しに増える状況を見て、「日本が形を変えて再び中国に上陸してきたのではないか」と不快感を覚える者もかなりいる。そのため、愛国運動のメッカと自負する北京の学生たちは、デモを中曽根総理の靖国神社公式参拝に対する反発と見せかけながら、同時に日本の経済進出にも行動を取るようになったとの見方が

あった⁽¹⁷⁾。

即ち、1985年の反日デモには、当然、総理の靖国神社参拝により思い出された「昔の抗日」という歴史的な要因があるとはいえ、同時に深刻な対日貿易赤字に由来した「今の反日」という現実的な不満も無視できない。中曽根総理の靖国神社公式参拝は、長年にわたって貿易不均衡問題に不満を持ちつつある中国社会にとって、その反日感情を爆発させる引き金の役割を果たしたと考えられる。

反日デモ以後、中国側の輸入調整とエネルギー輸出の増加、及び日本の輸出規制によって、87年度になって中国の対日赤字がわずか8.49億ドルにまで急縮小した。さらに88年度、中国側は3.83億ドルの対日黒字を実現し、ようやく長年にわたった対日赤字を解消した⁽¹⁸⁾。それ以後、次の統計が示すように、中国は再び対日赤字に陥ることが一度もなく、年々出超の状態を継続し、貿易黒字額を伸ばし続けている。

反日デモはまさにアメリカで相次いだ日本製品を破壊するパフォーマンスのように、貿易不均衡問題の改善において、かなりの役割を果たしたと言えよう。

^{(17) 「}潜む庶民の不快感」、『朝日新聞』、1985年9月20日。

⁽¹⁸⁾ 経済産業省、『通商白書』、1985、86、87、88年度。

日本対中貿易状況に関する統計

(金額単位:億米ドル)

年度	対中輸出	中国からの輸入	貿易総額	出超状況
1978 年度	30.49	20.3	50.79	10.19
1979 年度	36.99	29.55	66.54	7.44
1980 年度	50.78	43.23	94.01	7.55
1981 年度	50.95	52.92	103.87	- 1.97
1982 年度	35.1	53.52	88.62	- 18.42
1983 年度	49.12	50.87	99.99	- 1.75
1984 年度	72.12	59.58	131.7	12.54
1985 年度	124.77	64.83	189.6	59.94
1986 年度	98.56	56.52	155.08	42.04
<u>1987 年度</u>	<u>82.5</u>	<u>74.01</u>	<u>156.51</u>	<u>8.49</u>
1988 年度	94.76	98.59	193.35	- 3.83
1989 年度	85.16	111.46	196.62	- 26.3
1990 年度	61.3	120.54	181.84	- 59.24
1991 年度	85.93	142.16	228.09	- 56.23
1992 年度	119.49	169.53	289.02	- 50.04
1993 年度	172.73	205.65	378.38	- 32.92
1994 年度	186.82	275.66	462.48	- 88.84
1995 年度	219.31	359.22	578.53	- 139.91
1996 年度	218.06	403.7	621.76	- 185.64
1997 年度	216.89	418.46	635.35	- 201.57

経済産業省 1978 - 1997 年度『通商白書』より作成

1987年1月、長年にわたって対日理解の姿勢を示し、日本に最も親日的な中国指導者とされる胡耀邦総書記は、中国の政治体制改革や市場経済改革のプロセスにおいて、ブルジョアジーの自由化を放任したと見られ、中央政治局拡大会議で延々と非難され、総書記の辞任を余儀なくされた(19)。

胡耀邦が非難された理由に、党中央に無断で中曽根を招き、「日本の資金と

^{(19) 「}胡総書記が辞任 中国党政治局拡大会議で決定」、『読売新聞』、1987年1月17日。

技術がほしいため、日本に対し軟弱になった」こと、そして無断で3000人の日本人青年を中国に招請し、大混乱を招いたことが挙げられた(20)。

胡耀邦のような過度な対日接近は好ましくないものの、日本の経済協力を引き続き維持したい中国は、田紀曇副総理を日本に送り、中国の対外開放路線は一切変わらないと説明に努めた⁽²¹⁾。しかし、その後の中国は、かつて自衛隊の発展を積極的に肯定したにもかかわらず、日本の防衛費対 GNP 比1%枠撤廃や光華寮訴訟など日中間の懸案事項に重大な関心を示すようになり、胡耀邦の失脚後、やはり徐々に対日批判の姿勢に転じ始めた。

6月に入り、この前「体調不良」を理由に栗原防衛庁長官との会談に応じなかった鄧小平は、訪中した矢野絢也公明党委員長と会見した。鄧が栗原長官との会談に応じなかったのとは対照に、矢野委員長と会見したのは、日本政府に対する不満を間接的に示す意図があった一方で、中国と長い友好関係を持つ公明党を通じ、政府に中国側の率直な考えを伝えたかったのではないかとの見方がある⁽²²⁾。

会談の冒頭、鄧は日中関係全般について総じて満足する考えを示したが、 各論に関して厳しい対日批判の姿勢に転じるようになった。

まず日中貿易不均衡の問題について、鄧は「中国の対外貿易額について日本はリードしている。しかし、経済関係は人々が完全に満足するものにはなっていない。中国の入超が多い、中国の製品が日本の市場に入ることが困難だ」と不満を示し、日本により多くの中国製品を輸入するよう申し入れた。

次に日本対中技術移転の問題に関して、鄧は「日本の対中技術移転が積極的ではない。ヨーロッパや北米に及ばない。ヨーロッパや北米がそれほど積極的だといっているのでない。日本に比べれば、いくらかましだといっているのだ」と述べて、対中技術移転が日中長期貿易取決めにすでに合意された

^{(20) 「}胡氏批判6項目の詳細」、『読売新聞』、1987年1月23日。

^{(21) 「}開放策変わらぬ 来日の田・中国副首相示唆」、『読売新聞』、1987年1月19日。

^{(22) 「}鄧氏 厳しく対日批判」、『読売新聞』、1987年6月5日。

ものの、日本の実際の歩みが欧米よりも保守的だったと指摘した。

さらに、鄧は「歴史から見ると日本は中国の発展を助けるために、もっと 多くのことをすべきである。率直に言うと、日本は世界のどこの国よりも中 国に対する借りが一番多い国だと思う」。

「中日の国交回復のとき、われわれは戦争の賠償の要求を出さなかった。それは、中日はともに偉大な民族であり、近隣であることを考え、また、両国の長い利益を考えてこのような政策決定を行った」。

「東洋人の観点からいうと、条理を重んじているので、日本は中国の発展を助けるためにもっと多くの貢献をすべきだと思う。率直に言ってこの点に不満を持っている」⁽²³⁾。

中国の指導者として初めて戦争賠償の放棄を経済協力と関連づけて、日本企業の積極的な中国進出と保守的な対中技術移転こそ、中国の発展を支援する責任を果たそうとしない日本の怠惰と見なし、中国の経済成長に日本がより多くの貢献をすべき考えを強調し、かなり批判的な姿勢で臨むようになった⁽²⁴⁾。

いずれにしても、鄧小平のかつてない厳しい対日批判に見られるように、 胡耀邦失脚後、中国は対日政策に一切変わらないと再三強調したものの、実 際の対日姿勢が次第に引き締めの方に向かうようになった。

これまでわずか数回に過ぎなかった中国の対日批判は、1982年の第一次歴史教科書問題、85年の中曽根総理靖国神社公式参拝、及び86年の第二次教科書問題に集中し、いずれも歴史問題に由来したものであった。しかしながら、今回は歴史問題のみならず、現実の貿易不均衡問題に由来した中国の対日赤字、と日本の積極的ではない対中技術移転をめぐっても対日批判し、日中関係は80年代の胡耀邦失脚を境に、急スピードで歴史から現実に踏み入れ

⁽²³⁾ 以上、「鄧小平氏の発言要旨 歴史に借り作る」、『毎日新聞』、1987年6月5日。

⁽²⁴⁾ 徐顕芬、「二戦後日本提供援助与中国放棄賠償間関係的再探討」、『武漢大学学報(人文科学版)』、第70巻、第6期、2017年11月、138頁。

たと言えよう。

日本の積極的ではない(日本から見ればもう十分ではないか)対中協力、及び対中 ODA が戦争賠償の放棄との関連性について、いずれも鄧小平の対日批判から中国側の認識を窺える。対中 ODA が一体、戦争賠償の放棄とはいかなる関連性があるのか。また中国に経済協力をすることが日本の責任という中国側の考えについて、いかに認識すべきなのか。

2 日本の戦後処理外交

(1) 日本の対アジア戦後処理

1945年、日本は敗戦した。その後、アメリカによる7年間の占領を経て、日本は連合国とサンフランシスコ平和条約を締結することによってようやく1952年に主権を回復した。サンフランシスコ平和条約の第五章「請求権及び財産」の第14条A項においては、「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される」と、関係国に戦争賠償を支払うことが日本の義務だったと指摘したものの、「日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害又は苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される」とも書かれており、戦後日本の疲弊した国力によって多額の戦争賠償金を支払うことが不可能であることに対し、理解を示した。それゆえ、連合国はB項において、「別段の定がある場合を除き、連合国は、すべての賠償請求権」、「並びに占領の直接軍事費に関する請求権を放棄する」と規定し、日本の戦争賠償を全面放棄することを宣告した。

ただし、全面放棄に対して、一部の連合国が不満を持つことに鑑み、同平和条約が「日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは」、「日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資する」(25) という救済条項も規定し、日本が役務を提供することをもって関係国に対する戦争賠償金に取って代え

ることを可能にした。

このようにしてサンフランシスコ平和条約が発効した後、日本は1953年から速やかにアジア諸国に対する戦後処理外交に取り組み始めた。

最初はビルマであった。サンフランシスコ平和条約の当事国ではないにもかかわらず、日本は1954年11月、ビルマと平和条約及び賠償・経済協力協定を結んだ。同協定によって、日本が2億ドル相当の役務及び生産物を賠償としてビルマに供与し、また5000万ドルの経済開発借款を提供することに、両国は一致した。後に1963年になって、日本は再度、1億4000万ドルの経済技術協力と3000万ドルの経済開発借款をビルマに追加供与することを決定し、ビルマとの戦後処理を妥結させた。ビルマは日本の対アジア戦後処理外交の最初の相手国であった。

ビルマ以後、日本はアジア諸国と相次いで賠償協定または経済技術協力協定や経済開発借款取極などを締結し、本格的に対アジア戦後処理外交を展開し始めた。具体的には、1956年5月、日本はフィリピンと賠償協定並びに経済開発借款取極を締結し、5億5000万ドルに相当する役務と生産物による賠償、2億5000万ドルの経済開発借款をフィリピン側に提供することを決定し、フィリピンとの戦後処理を終了した。

また1958年1月に、日本はインドネシアと平和条約、賠償協定及び経済開発借款取極を結び、2億2308万ドル相当の役務及び生産物による賠償、1億7691万3958.41ドルの経済協力、並びに4億ドルの経済開発借款を供与することによってインドネシアとの戦後処理を終えた。賠償、及び今日にも続いている経済協力、開発借款など合わせて合計8億ドル以上にのぼる対インドネシア戦後処理は、史上最高の金額であった。

1959年5月、日本はまたベトナムと賠償協定と借款協定を締結し、3900万

⁽²⁵⁾ 以上、「サンフランシスコ平和条約(日本国との平和条約)」、『日本外交主要文書・ 年表(1)1941-1960』、鹿島平和研究所編、1983年2月、419-440頁。

ドルに相当する役務と生産物による賠償を提供すること、及び750万ドルの借款と910万ドルの経済開発借款を供与することで両国間の合意を実現した。日本の戦後処理に「賠償」が含まれたのは、ビルマ、フィリピン、インドネシアとベトナム、この4か国だけであった。

ほかのアジア諸国に関して、ラオスが1956年に対日賠償請求権を放棄する と日本に宣告したため、日本は同国と経済技術協力協定を結び、約278万ド ルの経済協力を提供することを約束した。いわゆる「準賠償」であった。

カンボジアもラオスと同じように対日賠償請求権を放棄したことから、日本は日・カンボジア友好条約に基づき、同国と経済及び技術協力協定を締結し、約417万ドルの経済協力を行うことでカンボジアとの戦後処理を妥結させた。これも「準賠償」と呼ばれた。

マレーシアとシンガポールに対しては、日本は両国との「1967年9月21日協定」によって、それぞれに同額の816万6675ドルに相当する役務と生産物を経済協力として提供し、両国に賠償請求権を放棄させた。両国に対する経済協力も日本国内で「準賠償」と呼ばれた。

そして、韓国との戦後処理外交を推進するプロセスにおいて、日本は紆余 曲折の外交交渉の末に、ようやく1965年になって韓国と請求権・経済協力協 定の締結を実現した。韓国が対日請求権を放棄した以上、日本は3億ドル相 当の経済協力、2億ドルの経済開発借款並びに1億ドル以上の民間借款を韓 国側に提供することを同意した。これにより日韓間の戦後処理に一応の妥結 が見られた⁽²⁶⁾。

⁽²⁶⁾ 以上、岡田実、『日中関係と ODA - 対中 ODA をめぐる政治外交史入門』、日本僑報社、2008年12月、70頁-101頁。及び日本外務省資料「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000100328.pdf、2020年2月20日閲覧。

アジア諸国に対する戦後処理一覧表

	鱼	時間	戦後処理の根拠	戦後処理の内容
1	Ena	1,1955年4月発効 2,1963年10月発効	1. 個別の平和条約に基づく 賠償・経済協力協定 2. 経済技術協力協定、経済 開発倍放取極	1.2億ドルの賠償、5000万ドルの経済開発借款 2.1億4000万ドルの経済技術協力、3000万ドル の経済開発性款。
2	フィリピシ	1956年7月発効	サンフランシスコ平和条約 に基づく賠償協定、経済開 発借敵取機	5億5000万ドルの賠償、2億5000万ドルの経済開発借款
3	インドネシア	1958年4月発効	個別の平和条約に基づく賠 賃協定、残高請求権処理議 定書、経済開発借款取極	2億2308万ドルの賠償。1億7691万3958.41ドル の経済協力、4億ドルの経済開発借款
4	ベトナム	1960年1月発効	サンフラジシスコ平和条約 に基づく賠償協定、借款協 定、経済開発借款取極	3900万ドルの賠償、750万ドルの借款、910万ド ルの経済開発借款
5	ラオス	1959年1月発効	経濟技術協力協定	約278万ドルの経済協力
6	カンボジア	1959年7月発効	経済技術協力協定	約417万ドルの経済協力
7	マレーシア	1968年5月発劲	1967年9月21日協定	816万6675ドルの経済協力
8	シンガポール	1968年5月発効	1967年9月21日協定	816万6675ドルの経済協力
9	韓国	1965年12月発効	請求權·経済協力協定	3億ドルの経済協力、2億ドルの経済開発借款。 1億ドル以上の民間借款

外務省資料「賠債並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000100328.pdf より作成

外務省資料「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」によると、戦後日本による戦争関係国との戦後処理は、その内容によって以下の通り全8形態におおまかに分けられる。1. 賠償、2. 中間賠償、3. 在外財産の放棄、4. 戦後処理の一環として締結された経済技術協力協定等に基づく経済協力等、5. 捕虜に対する償い、6. 私的請求権問題等の解決のための支払い、7. 戦前債務の支払い、8. 戦後処理の一環として締結された経済開発借款取極等に基づく借款⁽²⁷⁾。

日本対アジア諸国の戦後処理外交の内容を見ると、ほぼ1. 賠償、4. 戦後処理の一環として締結された経済技術協力協定等に基づく経済協力等、8. 戦後処理の一環として締結された経済開発借款取極等に基づく借款という3種類に集中している。すなわち、日本はこの時期において、役務と生産物による賠償、または経済技術協力及び経済開発借款を三本柱として、アジア諸国と

⁽²⁷⁾ 前掲、外務省「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」。

の戦後処理の妥結に努めていた。経済協力が日本の賠償並びに戦後処理のプロセスにおいて、極めて重要な位置を占めていた。

こうした経済協力方式の賠償は、生産物や役務の提供で実施されたケースがほとんどであり、実際には政府が国内企業に資金を提供して企業が生産物やサービスを相手国に供給する方式で行われていた。それは、日本にとって需要創出効果が伴う有利な方式だったと言えよう⁽²⁸⁾。

のみならず、生産物や役務の提供という形によって行うと規定されたため、 相手国の注文を受けてから政府がまた国内の企業に発注するという長期間に わたる執行手続きのプロセスにおいて、日本の賠償はしばしば経済技術協力 及び経済開発借款と歩調を合わせて相手国の市場を開拓していく手段にも なったと見られる。

相手国はいったん、賠償や経済協力によって日本のプラントと役務を導入すると、ある意味で言えば日本式の工業システムも同時に本国に移植することになったと見てよい。その結果、日本の賠償や経済協力が終了した後も、中長期的に両国間のプラント貿易と技術移転など、ビジネス関係が引き続き強固に維持されるはずと考えられる。それゆえ、戦争賠償は実際には投資であり、日本に必然的に利益をもたらすと言えよう⁽²⁹⁾。

上記の経済的理由から、政府はむしろアジア諸国との戦後処理、すなわち 賠償問題の早期解決と経済協力や経済開発借款の早期実現に、積極的に取り 組む姿勢を示した。例えば1957年2月と11月、岸総理は二度にわたる東南 アジア歴訪の際、関係国との戦後処理を速やかに妥結させることをてこにし て、東南アジア開発基金構想も打ち明け、日本の同地域への経済進出が後に 順調に展開できるよう政府自ら先導役を務めた⁽³⁰⁾。

^{(28) 「}戦争被害の償い求める声 - 問われる戦後補償: 上 - 2」、『朝日新聞』、1993年11月 13日。

⁽²⁹⁾ 北岡伸一、御厨貴、『戦争、復興、発展 - 昭和政治史における権力と構想』、東京大学出版会、2000年4月、191頁。

日本の対アジア戦後処理外交のほとんどが上述したプロセスを経ていた。まず、政府は平和条約や賠償協定及び経済技術協力協定などを相手国と締結し、相手国との国交正常化を実現する。協定の中で政府は生産物や役務による賠償を承諾したため、相手国から具体的な請求リストが届いたら、国内企業に事業を発注し、相手国の市場に上陸するきっかけを与える。企業にとって、相手国に生産物や役務を供与する過程は同時に、相手国の市場に順応する過程でもあった。

賠償の終了後、引き続き実施される政府の経済技術協力及び経済開発借款は、賠償と同じように戦後処理の一環とされたものの、日本企業に発注しなければならない、いわゆる「タイド借款」であったため、企業にとっては、再度の大きなビジネスチャンスとなった。

要するに、日本の戦後処理外交において、賠償及び経済技術協力と経済開発借款は、相手国との国交正常化を実現する有力な手段であった同時に、三者が巧みに組み合わせて日本が一国の市場を打開する手段にもなったと言えよう⁽³¹⁾。いわゆる「賠償からビジネスへ」という構図であった。

戦争賠償、経済協力と経済開発借款という三点の要素が含まれた日本の対アジア戦後処理外交は、経済協力という形での経済進出を軌道に乗せ、アジア地域における日本の影響力拡張に大きな役割を果たした⁽³²⁾。

(2) 日本の対中戦後処理

1952年4月、サンフランシスコ平和条約の発効によって主権が回復した後、

⁽³⁰⁾ 権容奭、「岸の東南アジア歴訪と『対米自主』外交」、『一橋論叢』、第 123 巻第 1 号、 170-189 頁。及び賠償問題研究会編『日本の賠償』、世界ジャーナル社、1963 年 9 月、 13 頁。

⁽³¹⁾ 王堃、『日本対華 ODA 戦略思維及対中日関係的影響』、中国社会科学出版社、2005 年 6 月、68 頁。

⁽³²⁾ 権容奭、『岸政権期の「アジア外交」 - 「対米自主」と「アジア主義」の逆説』、国際書院、2008年11月、116-125頁。

政府は中華人民共和国がすでに成立したにもかかわらず、西側の一員の立場から、台湾に移動した国民政府と平和条約を結び、国交を回復した。いわゆる「日華平和条約」であった。条約において、国民政府が日本の賠償を自発的に放棄すると規定されたので、当時なお国民政府を中国の代表政府と見なしていた日本は、それゆえに中国との戦後処理がもはや終了したという認識を持つようになった。

日本から見れば、国民政府の蒋介石はかつて終戦の際、中国国民に日本の旧軍人や移住者に対して「以徳報怨」(怨みに報ゆるに徳を以ってす)せよと呼びかけた人格者であろう。それに加え、蒋が「日華条約」において日本の賠償も放棄したため、「賠償問題にも寛大な態度で臨むなど、蒋総統が終戦時にわが国に与えてくれた親切は筆舌に尽くしがたい」、「今日の日本が復興、発展するのに陰に陽に総統は支援を惜しまなかった。その総統が率いる台湾が国際社会で非常に苦しい立場に立っている時、恩義を忘れることなく対応するのは当然」(33)に見られるように、日本には福田赳夫総理のような親台湾的なリーダーが恐らく少なくなかろう。

また、田中政権の日中国交正常化を実現する動きに対して、灘尾弘吉など政界にかなりの影響力を持っていた親台湾の人物も蒋介石の戦争賠償を放棄した恩義を一つの理由に、日中国交正常化を阻止しようとした。灘尾は日中国交正常化以後、北京から訪中の要請を幾度となく受けたが、蒋に義理を立てて訪中することは一度もなかった。蒋介石の賠償を放棄したことに、日本は深い感銘を受けたようである。

だが、蒋介石は、果たして自らの対日善意に基づいて、日本の賠償を放棄したのか。終戦直後の1946年に、国民政府はすでに日中戦争が中国側にもたらした損害を、直接損害額313億ドル、間接損害額204億ドル、合計500億ドル以上、中国国民の死傷が1040万人であったと算出し、日本に賠償請求の

⁽³³⁾ 福田赳夫、『回顧九十年』、岩波書店、1995年3月、177頁。

用意を整えていた⁽³⁴⁾。後に蒋介石は中国内戦に備える資金と戦争物資を獲得する必要上、24隻の日本軍艦と日本国内の機械設備などを、戦争賠償帳消しの口実で手に入れた。内戦の敗北によって台湾に追われた後も、蒋はまた戦争被害者関係の資料を幅広く集め、条約の原案に賠償請求の内容を盛り込んで日華条約の交渉に臨んだ⁽³⁵⁾。

蒋介石の戦争賠償を請求する動きに対し、日本側の交渉代表であった木村四郎七は、「我がほうは、貴国(台湾に移動した後の中華民国)の主権が中国大陸を含めた全領土に及んでいるかどうかに関して疑問がある」(36)とはっきり述べて、蒋が中国全土を代表して日本に賠償を請求する公的な資格について、異議を唱え、賠償問題に関して蒋介石を相手にしない考えを示した。

蒋介石は最終に内外情勢の激変によって日本に対する賠償請求を断念せざるをえなかったものの、日華条約締結当時、同条約の適用範囲をすでに台湾に移動した中華民国が実際に支配する地域に限定することに同意し、中国本土に日本の戦争賠償を請求する可能性を残した⁽³⁷⁾。

蒋介石が最初から、日本の戦争賠償を放棄しようとしていたわけではなかったことに、日本のリーダーたちは分からないはずがなかろう。日中国交正常化以後、蒋介石の恩義を最も強調した福田総理も、就任当初、日中平和友好条約の締結を政権の政策目標と打ち出して⁽³⁸⁾、蒋の恩義に特別配慮した跡が見られなかった。

⁽³⁴⁾ 朱建栄、「中国はなぜ賠償を放棄したのか-政策決定過程と国民への説得」、『外交フォーラム』、1992年10月。

⁽³⁵⁾ 朱建栄、「先人の開拓 21世紀への示唆-日中国交正常化と平和友好条約を再検証する意義」、『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』、岩波書店、2010年2月、415頁。

⁽³⁶⁾ 同上。

⁽³⁷⁾ 馮琳、「対日和約問題上的蒋美分岐及蒋之因応」、『抗日戦争研究』、2016年1期、141-144頁。

⁽³⁸⁾ 前掲、福田赳夫、『回顧九十年』、227頁。

賠償問題について蒋介石を相手にしない以上、1972年の日中国交正常化に際して、すでに竹入義勝の訪中により、田中総理は中国側に戦争賠償を放棄する用意があると知ったものの、「間違いないな。おまえは日本人だな」(39)と竹入に再三確認してから、ようやく訪中の決断を下した。竹入と周の会談について、田中が最も関心を寄せたのは、恐らく賠償問題について中国側が示した考えだろう。「中国が一円でも賠償をとると要求していたら正常化はできなかっただろう」、「賠償をとらないことが交渉の大きな前提」(40)で、中国側から「賠償請求が出てきたら、さっさと帰国だな」(41)と、田中総理はそういう覚悟を持って訪中の途に就いた。

北京での日中国交正常化交渉の席上、田中総理は賠償問題について先に発言することを控え、周恩来の意思表示を待っていた。蒋介石がすでに賠償を放棄したから、北京の方が改めて賠償放棄に触れる必要はないという高島益郎条約局長の提案に対して、周恩来はついに口を開いた。「蒋は台湾に逃げて行った後で、しかも桑港条約の後で、日本に賠償放棄を行った。他人の物で、自分のメンツを立てることはできない。戦争の損害は大陸が受けたものである」、「我々は、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である」(42) と、周恩来は、高島提案を批判しながら、日本に対する賠償放棄を宣告した。

上記のように、蒋介石は日華条約において日本の戦争賠償を放棄したもの

⁽³⁹⁾ 竹入義勝、「歴史の歯車が回った 流れ決めた周首相の判断」、前掲書『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』、206頁。

⁽⁴⁰⁾ 中江要介、『日中外交の証言』、蒼天出版社、2008年、45頁。

^{(41) 「『}小異』の難題なお重く(証言日中共同声明 国交正常化 25 年:下)」、『朝日新聞』、 1997 年 8 月 28 日。

^{(42) 「}日中国交正常化交渉-田中総理・周恩来総理会談記録 第二回首脳会談(9月26日)」、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号:01-42-1。

の、条約の適用範囲を締結当時の中華民国が実際に支配している地域に限定したため、中国大陸に戦争賠償を請求する可能性を残した。それにもかかわらず、日本は、蒋介石に「中国全土を代表して賠償請求することができない」と迫る一方、北京に「台湾の蒋介石はすでに請求権を放棄したからもういいのだ」と提案し、中国が分断国家である現実を利用して対中賠償の責任逃れを図った⁽⁴³⁾。このような二刀流の外交は、一時的に利益を得ることができても、後に対中 ODA と戦争賠償との関連性をめぐって中国の対日不満がくすぶったことに見られるように、問題を後世に残しただけだった⁽⁴⁴⁾。

3 対中 ODA と戦後処理外交

(1) 対中 ODA に対する日本の認識

1972年の日中共同声明により、日中両国は国交正常化を実現したが、一度の共同声明によった国交樹立で、両国が実務レベルにおいて一つの協定も結んでいなかったため、形式上の国交樹立に過ぎないとも言える。後に両国は日中航空協定(1974年)、日中貿易協定(1974年)、日中海運協定(1975年)、日中漁業協定(1975年)などの実務協定を相次いで締結し、また1978年の日中平和友好条約によって日中共同声明の内容を法的に再度確認してから、実質的な国交正常化をようやく遂げることになった。

平和友好条約締結の翌年、大平総理は訪中の際、1979年度分に6プロジェクトに500億円の資金協力を提供することを中国側に伝え、対中ODAの始動を宣告した。これにより、中国は日本の戦後処理外交において、極めて特殊な相手国になった。ほかのアジア諸国の多くが賠償または準賠償の受償を経てODAの受け入れを開始したのに対し、中国はその段階を経ずに直接に日本のODAを受け入れることになった。このような状況は、日本の対中戦

⁽⁴³⁾ 王広濤、「日本の戦争賠償問題と対中政策」、『法政論集』、2016年267号。

⁽⁴⁴⁾ 前掲、朱建栄、「先人の開拓 21世紀への示唆-日中国交正常化と平和友好条約を再 検証する意義」、『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』、415頁。

後処理外交に他のアジア諸国と異なる影を落とした⁽⁴⁵⁾。

2000年5月、対中ODAが発足された21年目において、外務省は各界の対中ODAに対する強い関心と批判的な国内世論に鑑みて、官界、財界、学術界等から幅広く意見聴取を行い、今後の対中ODAのあり方について提言を受けるため、「21世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会」を開催した。この懇談会は、対中ODAが発足して以来初めて、ODAが中国の経済成長に果たした役割、及び20年間の実施にともなって現れた問題点などについて、体系的に検討した会議である。同会議から対中ODAに関する日本の基本認識が窺い知れる。

議事録によれば、日本側の対中 ODA に対する不満は主に、1. 対中 ODA は日本国民一人当たり 2万円の援助を中国に提供したことに相当する極めて大きな金額だったが、中国からそれなりの感謝を受けていない。2. 日本も現在、財政難に見舞われ、中国だけを特別扱いできない。3. 中国はいつも戦争賠償の放棄を対中 ODA と関連させ、日本の善意を無視している。4. 多くのインフラ建設プロジェクトに対中 ODA の資金が参入していたのに、中国の国民に知られていない。5. 中国は対中 ODA の資金を受けながら、ほかの途上国を支援している⁽⁴⁶⁾、等の分野に集中している。

とりわけ、中国の対中 ODA を戦争賠償と関連させる動きについて、懇談会の各委員は、前後9回の会合において、議論を極め、日本側のそれに対する認識を表に出した。

第4回会合において、ある委員は「中国の指導者の根底には、日本の対中 ODA は賠償の代替物という印象が強い。中国の賠償請求権放棄について、今 後批判が出てくる可能性があると聞いて驚いた。日本側の対応策は如何」と、中国側の対中 ODA を戦争賠償と関連させる動きに対し、日本の対応を当時

⁽⁴⁵⁾ 前掲、岡田実、『日中関係と ODA - 対中 ODA をめぐる政治外交史入門』、102 頁。

^{(46) 「21}世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会 - 第1回会合」、日本外務省 外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号:01-1001-1。

在中国大使館公使であった宮本雄二に聞いた。

宮本はまず、「80年代の一時期に、中国において日本の対中ODAと賠償を結びつける議論が出てきた」と述べ、鄧小平の対日批判に見られるように、中国に確かにそういう動きがあったと認めた。そして、「外務省の一先輩は、中国側に対し、72年の日中国交正常化の際、中国が賠償を放棄したことにより、日本が尊敬と温かい気持ちが生まれ、その気持ちが79年からの対中ODAにつながった。賠償放棄とODAを結び付ければ、双方の温かい気持ちがなくなり、感情的悪循環に陥ってしまうと伝えた」(47)と、宮本は、対中ODAと戦争賠償との関連性を簡単に否認せず、もっぱら感情の立場から対中ODAの存在を説明しようとした。このようなODAの性質について回避した曖昧な対応は、後に駐中国大使になった宮本にとって、余計なトラブルを呼び込まない得策だったろう。

また、第6回会合において、ある委員が「日本の対中 ODA が戦後賠償の代替物ではないことを述べておいた方が良いのではないか。賠償については表現が難しい」と提案したことに対し、外務省経済協力局長であった飯村豊は、「唐(家璇)外長や先般訪日した朱鎔基総理は『円借款には特殊な歴史的背景がある』と述べるなど、通常の援助と異なることをそこはかとなく匂わせている」(48)と答えただけで、第4回会合に参加した宮本と同じように、外務省官僚としての認識をはっきりとさせなかった。

続いて、第7回会合の際、ある委員は再度、対中ODAと戦争賠償との関連性について話題を取り上げ、「日本にとって、インドネシアや中国は他国とは違った意味で重要性のある国であり、現在大規模な援助が供与されていることを問題だとは思わない」、「賠償の書き振りについての議論があったが、

^{(47) 「21}世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会 - 第4回会合」、同上、資料番号: 01-1001-4。

^{(48) 「21}世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会 - 第6回会合」、同上、資料番号:01-1001-6。

はっきりと『日本の対中 ODA は賠償の代替物ではない』と言った上で、問題が生じるとは思われない。中国側には日本からの対中 ODA を賠償の代替物というパーセプションがあり、日本にもそうした思いがあるように思われる。はっきりと『賠償の代替物ではない』と言明することによって、多様な解釈の余地をなくし、不安定さをなくしたい」(49) と述べて、政府に ODA が賠償の代替物ではないことをはっきり説明するよう求めた。

このような民間委員らの明確な要望とは対照的に、懇談会に同席した外務省の官僚たちは、ほとんど政府の認識をはっきりさせず、現状を述べるにとどまった。政府はいったい、対中ODAと戦争賠償との関連性について、いかなる認識を持っていたのか。

委員らの発言に窺えるように、中国にのみならず、日本にも対中 ODA が戦争賠償の代替物だった認識が存在しており、特に外務省と通産省の官僚たちの間に、そうした意識が強かった。

1963年、外務省経済協力課は対華円借款の供与に際して、「対中華民国借款供与に関する件」を作成した。その中に、台湾と日本との地理的、歴史的関係及び密接な経済関係を対華円借款供与の理由とした同時に、経済協力課は「国民政府が、わが国に対する賠償請求権を放棄した経緯を充分考慮する必要がある」(50) とも述べて、対華円借款を供与する際、それが賠償放棄との関連性を考えなければならない旨を強調した。対中華民国円借款において、賠償放棄のことを考える必要があれば、対中華人民共和国の場合においても、賠償放棄の経緯を考える必要がないわけではなかろう。

1998年11月、江沢民国家主席訪日の直前、政府は、第4次円借款の終了後、 2001年度から毎年度ごとに金額を決める「単年度方式」に切り替える方針を

^{(49) 「21} 世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会 - 第7回会合」、同上、資料番号:01-1001-7。

^{(50) 「}対華(台湾)借款供与に関する件」、『対中華民国円借款』、日本外務省外交史料館、 『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号:04-1216-5。

中国に伝え、合意を得たいとした。日本の ODA は発足以来、アジア諸国に対して毎年度ごとに決めるのがほとんどであった。なぜ中国だけを特別扱いして 1979 - 1983 年度の第 1 次円借款(大平政権)から、1984 - 1989 年度の第 2 次円借款(中曽根政権)、1990 - 1995 年度の第 3 次円借款(竹下政権)、及び 1996 - 2000 年度の第 4 次円借款(村山政権)までの 22 年間に、複数年度のラウンド制を採ってきたのか。中国が「戦争の賠償を放棄したという『過去』の問題への配慮」だと (51)、ある外務省筋は対中 ODA に特例的に長期一括方式を実施した理由を説明した。

	<i>tt</i> 1 √L	the only	the only	第4次	第4次
	第1次	第2次	第3次	(前の3年間)	(後の2年間)
決定時間	1979 年 12 月 大平政権	1984 年 3 月 中曽根政権	1988 年 8 月 竹下政権	1994 年 12 月 村山政権	1998 年 11 月 小渕政権
プロジェクト数	5	17	50	40	
実施期間	$1979 \sim 1983$	1984 ~ 1990	$1990 \sim 1995$	1996 ~ 1998	1999 ~ 2000
借款金額	3309 億円	5400 億円	8100 億円	5800 億円	3900 億円
利率	3%	1984年3.25%; 1985年3.5%; 1986年3.5%; 1987年3%; 1988年2.5%; 1989年2.5%			
返却期限	猶予期 10 年 返却期 30 年	猶予期 10 年 返却期 30 年	猶予期 10 年 返却期 30 年	猶予期 10 年 返却期 30 年	猶予期 10 年 返却期 30 年

第1~4次対中ODA一覧

金熙徳、『日本政府開発援助』、社会科学文献出版社、2000年1月、217頁

また、蒋介石がすでに賠償を放棄したを理由に、高島条約局長は賠償問題について中国との再交渉に反対したものの、財界には「賠償からビジネスへ」の経済効果を期待して賠償を歓迎する声もあった⁽⁵²⁾。そのため、1988年まで

^{(51) 「}対中円借款を1割減 次期は単年度方式で 政府方針」、『朝日新聞』、1998年11月 5日。

通産省次官を務めた福川伸次は、「申し訳ないことをした」から、「中国に対してできることがあるのなら、できるだけのことをするのが日本の義務」 だと、対中 ODA が最初に歴史問題から由来した一面を指摘した。

また、中曽根総理も 1984 年 3 月の訪中において、対中 ODA と歴史問題との関連性について、胡耀邦総書記との首脳会談に、「貴総書記より、(ODA の) 謝意表明があったが、かえって恐縮しており、対中協力は戦争により大きな迷惑をかけた反省の表れであり、当然のことである」(54) とはっきり述べて、戦後、中国の国づくりにできるだけの経済協力を提供することが日本にとって当然だった認識を示した。この認識に基づいて、中曽根は 84 年度からの7年間に、交通、港湾、発電所を中心とした 4700 億円の円借款を新規供与することを中国に伝えた。大平政権の第 1 次円借款に比べたら、中曽根政権の第 2 次円借款は供与期限を 5 年間から 7 年間に延長し、また供与金額を 3000 億円から 4700 億円に拡大した。中曽根は自分自身で増額するよう指示した。

一方、対中 ODA をかつての戦争と関連づけて中国の国づくりを積極的に支援し、対中経済協力を大幅に増額するよう自ら指示したものの、後に「私は中国に対する円借款に一抹の不安を持っていた。中国が国力を回復して、国家体制が整備されるようになると、日本の脅威になりはしないか」(55)とも述べて、中国の経済成長に一定の懸念を同時に抱えた複合的な対中認識は、中曽根総理をはじめ日本の指導者に時々見られる。

さらに中曽根総理であるが、1983年9月米ワインバーガー国防長官が訪中 してアメリカの対中技術移転について中国と交渉を始めたことに対し、「核心

⁽⁵²⁾ 前掲、「『小異』の難題なお重く(証言日中共同声明 国交正常化25年:下)」。

⁽⁵³⁾ 福川伸次、「日本の劣化が関係の悪化をもたらした」、『日中関係史 1972-2012 IV民間』、 東京大学出版会、2014年3月、52-53頁。

^{(54) 「}中曽根総理訪中(1984年3月) - コヨウホウ総書記との会談」、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号:02-113-1。

⁽⁵⁵⁾ 中曽根康弘、『中曽根康弘が語る戦後日本外交』、新潮社、2012年10月、279頁。

的なところまではやらんが、ある程度の技術移転までは認めてやっていい」 (56) とコメントし、まさに鄧小平の不満が最も集中していた日本の保守的な対中 技術移転について、政府の本音を語った。

このような自己矛盾をはらんだ対中認識のもとで展開された80年代の日中外交は、日中友好21世紀委員会や日中閣僚会議のような定期協議メカニズムに見られるように、しばしば日本側のおざなりなコミュニケーションに終始するものになった。こうした対応が対中ODAの分野にも移された結果として、民間委員の「対中ODAが戦争賠償の代替物ではない」とはっきりさせようとした姿勢と対照的に、政府は対中ODAとかつての戦争との関連性について統一した見解を持たず、極めて混乱した認識を見せたと言えよう。

(2) 対中 ODA に対する中国の認識

日本の一部と同じように、中国には日本のODAは形を変えた戦争賠償との意識がないわけではないが、普段は日本の経済協力に謝意を表明することにとどまり、ODAと戦争賠償との関連性について積極的に自国の認識を明らかにしていない。

大平総理が6つのプロジェクトに500億円の円借款を供与すると中国に告げ、対中ODAを始動した1979年から、『人民日報』は、94年までの15年間に、日本の対中ODAについて全87件の記事を掲載した。そのうち円借款に関する報道が35件、無償資金協力や技術協力に関するのが52件であった⁽⁵⁷⁾。

全87件の報道で、対中ODAが1979年に発足されて以来、94年まで有償・ 無償含め合計277件にのぼるプロジェクトに支援したことを踏まえれば、報 道率はわずか31.4%で、決して多くないと言えよう。また、中国は円借款と 無償資金協力・技術協力のそれぞれに対して、微妙な温度差も見せている。

⁽⁵⁶⁾ 同上、346-347頁。

⁽⁵⁷⁾ 劉志明、「中国から見た日本の対中経済協力」、『国際協力研究』、通巻 24 号、1996 年 10 月。

無償資金協力・技術協力に対し、中国は積極的で、日中両国の友好協力関係をアピールしてより多くの報道を行った。上表に見られるように、『人民日報』の無償資金協力・技術協力に関する報道は94年までに52件で、対中ODAの全87件の報道の約6割を占めた。中国は有償資金協力の方が対中ODA総額の大半を占めていたにもかかわらず、日中両国の友好協力関係をより演出しやすい無償資金協力・技術協力に報道の重点を置いた「88」。例えば中日友好病院建設計画について、中国側はこのプロジェクトを「援助」と率直に認めて、国務院陳慕華副総理をはじめ政府関係者は、日本の友好協力精神に感謝を表した「89」。同時に、日本の協力に感謝しながら、中国は自国の資金投入を強調することも忘れず、両国政府の「協力プロジェクトとして、中国側は建設用地の提供、及び配電、給排水などの付属施設の建設を負担している」「60」と強調し、中国も一定程度の資金を投入しており、病院建設が日本の一方的な援助に頼るものではないと示唆した。

中国側のそうした動きは有償資金協力、即ち円借款に関する報道を見れば、より目立つだろう。1984年3月、中曽根総理の第二次対中円借款について、『人民日報』は24日と25日に「日本が7つのプロジェクトにできるだけの合作を我が国に提供」及び「中日経済合作が将来性高い」と報道したが、いずれも「援助」の事実に触れず、より対等的な立場を強調する「合作」という言葉を使用した⁽⁶¹⁾。日本語の「経済協力」と言えば、援助の意味が含まれるが、それを中国語の「合作」に訳せば、対等な経済連携になり、片務的な援助の意味が大幅に弱められたものになる。

かつて外務省の一幹部は対中 ODA の性質について、「ODA は、援助国の

⁽⁵⁸⁾ 王坤、「中国側から見る日中経済協力 - 1979 ~ 1988 年の『人民日報』の対中 ODA 報道を中心に」、OUFC ブックレット 2014 年 3 月、302 頁。

^{(59) 「}陳慕華会見日本政府援建北京現代化医院考察団」、『人民日報』、1980年2月20日。

^{(60) 「}中日友好医院建設施工贈款換文在京簽字」、「人民日報」、1981年8月16日。

⁽⁶¹⁾ 金熙徳、『日本政府開発援助』、社会科学文献出版社、2000年1月、208-209頁。

側から見れば、自国民の税金や貯金を使って実施される政策行為である以上、単なる "慈善" や "施し" として資金や技術を提供するのではない。援助国による資金や技術の提供の背景には、援助国としての政策意図や外交目的が存在するのであって、ODA はこうした援助国の政策意図や外交目的を反映した『外交ツール』としての側面も有するのである。これは、日本の対中円借款においても当てはまる」と $^{(62)}$ 、指摘したことがある。そういう認識は中国側にも深く存在しているだろう。

対中ODAが決められた当初、政府はエネルギー輸入先確保の立場から、中国が請求した8つのプロジェクトに、日本の資源確保に関係が薄い二つの水力発電所建設計画(龍灘水力発電所、水口水力発電所)を早々、資金提供の対象から外した。後に確定された兗州 - 石臼所間鉄道建設計画、石臼所港建設計画及び秦皇島港拡充計画は、いずれも炭鉱地域と港を結ぶ鉄道や対日石炭輸出に利用される港を整備する計画であった。日本のエネルギー輸入に密接するプロジェクトであるため、政府は総額3000億円の第一次円借款のうち、その3つのプロジェクトに1104億円に及ぶ資金を提供した。日本のエネルギー輸入に関連するプロジェクトは、政府がODAを供与するプロセスにおいて、明らかにより重視されていた(63)。

大平政権の外務大臣であった大来佐武郎も中国からのエネルギー輸入について、「日本のエネルギー問題からみても、中国は石油も非常に期待されるが、石炭資源も豊富。こんどの中国が円借款を要請しているプロジェクトでも石炭輸出の計画の優先順位が高い。日本自身にとってもメリットが出てくる。積極的に協力してゆくべきだ」(64) と、エネルギー確保の立場から対中円借款の供与を政府が考えることを明らかにした(65)。

⁽⁶²⁾ 前掲、関山健、『日中の経済関係はこう変わった―対中国円借款30年の軌跡』、57頁。

⁽⁶³⁾ 林暁光、『日本政府開発援助与中日関係』、世界知識出版社、2003年12月、221頁。

^{(64) 「}大来佐武郎氏・外相 新閣僚にきく」、『朝日新聞』、1979年11月13日。

⁽⁶⁵⁾ 前掲、関山健、『日中の経済関係はこう変わった―対中国円借款 30年の軌跡』、58頁。

また、対中ODAが当初、経団連の稲山嘉寛のアドバイスによって始動された経緯を見れば、財界はODAがもたらす経済効果、すなわち日本企業の中国進出に果たす役割に、極めて大きな期待感を抱いていたと言えよう⁽⁶⁶⁾。対中ODAより先に実施された「日中長期貿易取決め」は、日本対中輸出の急増にともなって中国に深刻な外貨不足をもたらした。対中ODAの供与は中国の外貨不足をしばらく緩和できれば、企業の中国進出を安定させ、さらなる対中輸出に拍車をかける役割を果たせよう。

まさに対中ODAが日本のエネルギー輸入先の確保に一定の役割を果たしたのみならず、日本企業の中国進出に拍車をかけ、財界が期待するように大きな経済効果をもたらしたため、中国は日本も対中ODAから相応の利益を得たと主張し、ODAの資金が利用されたプロジェクトを報道する際に、片務的な援助と認めず、対等な「合作」という表現にこだわっただろう。

前述したように、日本のアジア諸国に対する戦後処理外交は、ほとんど賠償、戦後処理の一環として締結された経済技術協力協定等に基づく経済協力、戦後処理の一環として締結された経済開発借款取極等に基づく借款の3種類に集中していた。ODAの提供も日本戦後処理外交の一種と見られる。

普段において ODA を対等な「合作」と主張しているものの、政府がいったん ODA の供与によって日本の期待する方向へ中国の行動を導こうとする場合に、中国は直ちに「戦争賠償の代替物である ODA」(67) という本来の認識をより一層明らかに示すようになり、ODA を対中内政干渉の手段と利用しないよう政府を促したことも見られた。

1995年8月、政府は中国が二度にわたって核実験を断行したことを理由に、「政府開発援助(ODA)大綱」に基づいて対中無償資金協力を凍結し、また対中有償資金協力(円借款)の削減についても検討していく姿勢を示した。

⁽⁶⁶⁾ 関山健、『日本対華日元貸款研究 - 終結的内幕』、吉林大学出版社、2011年4月、34頁。

⁽⁶⁷⁾ 服部健治、「徐顕芬『日本対華 ODA 外交:利益、権力与価値的動力論』書評」、『当 代日本中国研究』、第五輯、213 頁。

政府のこうした動きは直ちに、中国の反発を招致した。

9月19日、中国の李鵬総理は日本財界の訪中団と会談し、「円借款は対中輸出増に役立つなど日本企業にもメリットを与えた」と語り、中国の核実験に対する反発として検討される円借款の削減は必ずしも有効な切り札にならない見解を示し、財界に呼びかけることによって政府の動きをけん制しようとした。また李鵬は、「日本の過去の侵略戦争による損害は援助額とは比べものにならない。過剰な反応は中日関係にとってマイナス」(68)とも述べて、対中ODAは、戦争賠償の代わりになるものだったという中国ハイレベルの受け止め方を明らかにした。

かつて鄧小平が「中日の国交回復のとき、われわれは戦争の賠償の要求を出さなかった」、「歴史から見ると日本は中国の発展を助けるために、もっと多くのことをすべきである。率直に言うと、日本は世界のどこの国よりも中国に対する借りが一番多い国だ」⁽⁶⁹⁾ と語り、日本対中 ODA の実施についてあえて戦争賠償の放棄に言及し、政府を厳しく批判したことはいまだ記憶に新しい。今回、李鵬が無償資金協力の凍結ないし円借款の削減に対して、再び戦争賠償の代替物というハイレベルの認識を示したから、まさにそういう考えは歴代の中国指導者の間に共有され、一貫して受け継がれる認識だったろう。

「戦後日本の対外政策は、1970年代に至るまで、対米外交の処理を除くと戦後処理外交にほぼ終始していた。1978年の日中平和友好条約は、この戦後処理外交の最後を飾」(70)ったと見られるが、中国は対中 ODA が戦争賠償の代替物という認識を持ち続ける限り、日中国交正常化及び日中平和友好条約は恐らく対中戦後処理外交の終わりではなく、まさに始まりと言えよう。

^{(68) 「}李鵬首相、侵略戦争の損害に言及し反発 日本の無償援助凍結で」、『朝日新聞』、 1995年9月20日。

⁽⁶⁹⁾ 前掲、「鄧小平氏の発言要旨 歴史に借り作る」、『毎日新聞』。

⁽⁷⁰⁾ 田中明彦、『日中関係 1945-1990』、東京大学出版会、1991 年 4 月、110 頁。

おわりに

本稿は、日本対アジア諸国の戦後処理外交を参考しながら、対中 ODA が日本対中戦後処理外交の一環であるかということについて、日中両国の必ずしも一致しない認識を明らかにしようと努めた。

対中ODAが最初に発足された時、日中両国はいずれも経済分野それ自体において経済協力を考えていた。かつての戦争と関連し、中国の近代化における日本の道徳上の責任という立場から対中ODAを考える動きは、どちらにも見られなかった。対中ODAは最初から、ごく単純な経済プロジェクトだったと言えよう。

しかし、それ以後、対日貿易における深刻な貿易赤字が中国に莫大な圧力をもたらしたため、中国にはまず、日本の圧倒的な経済進出に反発するような一面も見られた反日デモが勃発した。後に鄧小平の厳しい対日批判をはじめ、対中ODAを戦争賠償の放棄と関連づけて日本の保守的な対中経済協力と対中技術移転に不満を示す動きも現れた。

ODAは日本対アジア諸国の戦後処理外交において、戦争賠償と組み合わせてかなりの役割を果たした。但し、戦争賠償を放棄したから、中国はほかのアジア諸国の多くが賠償または準賠償の受償を経てODAの受け入れを開始したのに対し、賠償の段階を経ずに直接に日本のODAを受け入れることになった。これにより、中国は日本の戦後処理外交において、極めて特殊な相手国になった。

また、国交正常化交渉の時、中国は一方的に戦争賠償の放棄を宣言し、交渉の席において、ODAの実施について一言もなかったにもかかわらず、後に突然 ODA を戦争賠償の放棄と関連させて日本を批判するようになり、日本から見ればあまりにも納得しづらいことだろう。一方、日本にも外務官僚と通産官僚をはじめ、対中 ODA と戦争賠償との関連性について統一した見解を持たず、極めて混乱した認識を見せた。

いずれにせよ、中国は確かに戦争賠償を放棄し、当時において最大限の対

日善意を示した歴史的な経緯を考慮すると、日本は中国との経済協力について、政府間の対話に基づき、意見の齟齬を「法律的」のみでなく、日中関係の将来の発展を視野に入れて、より大局的に、「政治的」または「道義的」に解決する必要もあるであろう。